

いうことに相成つておる次第であります。なおこの新線建設につきまして、いろいろお話をありましたが、誠に御尤もでありますので、前回監督局長が御答弁申上げましたが、監督局長の私見というふうに監督局長が申上げておるのであります。私この意見を聞きまして、決して監督局長の意見と、私たち省内の意見、国鉄、運輸省の意見と異なつておるものでないといふうに考えておるのであります。政府は全国的な鉄道の交通経営上必要な路線につきましては、国有鉄道を通じまして、その管理運営に当ると共に、財政から見て得る限りその完成を期したいと考えておるのであります。併しながら今後建設を予定されておりまする国有鉄道の新線は、大体におきまして、収益性から申しますると疑問のある路線が多いといふうに考えておりまするので、できるだけ政府出資の形でこれらの建設を國らなければならぬと考えまして、極力その実現につきましては、努力をいたして参つたのであります。併し政府といたしましては、ふうに新線建設といふようなことは実現いたしませんために、御期待に副い得なかつたのは誠に遺憾であると考えております。併し政府といたしましては、この方針の下に今後も新線の建設を推進する上におきましては、十分な努力を傾けて行きたいと考えておるのあります。御承知の通り先ほどもお話をありましたが、今度の国会に提案された計画中に、議員提出として相成つておりまするところの鉄道建設審議会の設置によりまして、一日も早くこの新線建設についての政府の財政政策、国家資源の開発或いは国鉄の独立採算

保川、この三線のみに相成つております。審議会の設置と相待ちまして、呼応いたしまして、新線の建設を努力いたしたい、こういうふうに考えておるものであります。いろいろこの都会の関係等におきまして、非常に不公平であると、こういふふうにお考えのようではあります。非常に利用度の多い所を先ずやつておるのであります。それで、将来も地方的な、遠距離の連絡ということにつきましては、新線その他と脱合せまして、十分に御期待に副いたいと存じておりまます。近く皆さんがたの御期待に副い得られるような方法を講じたい、そういうふうに考えております。

資本というふうなことに相成つて参りますが、國鐵といたしましては、資本的な関係以外に、別の面からなお地方的な交通或いは國家の全般的な交通と、こういうふうな建前から、この帝都高速度營団によつて東京の交通の緩和を圖ると、こういうふうにしたいと考えております。

げられることになるわけであります。併しそれには無論政府が相当の計画を持つておられなければならないわけである。同時に、これが二十六年度に計画が進められるとするならば、具体的にどう路線の計画並びに予算に対するところの処置、これがなければならぬわけであります。鐵道審議会の設置と同時に、これが二十六年度に計画が進められるとするが、或いは例えば現在いうふうな案を持つておられるか、細かいことの答弁は或いは困難かと思うのでありますするが、或いは例えは現在請願が通つておるのは百七十ですが、これは留保しておるものもありますから、百一ぐらゐの請願が通つておる、これは全国に跨つておるのであるが、大体において二十六年度中に例えは北海道に何千やる、東北に幾らやる、或いは関東、関西、四国、九州、こういうような面にそれ／＼重要な線があるので、併しどのくらいのものは二十六年度の計画のうちに入るものか、どうかということを、一つ具体的に御説明願いたいと思ひます。

うようなことにつきましては、一応事務当局といいたしまして、これは調査ができますのであります。その予算等のことにつきましては、これはいろいろ審議会ができまして、具体的に審議せられるのはずであります。が、二十六年度におきましても、丁度それに適当した資金があるようを考えられておりますので、審議会ができ上りましたならば、その審議会のほうにかけまして、そうしてできる限りの具体的な話を進めたいと、このように考えております。

Digitized by srujanika@gmail.com

究調査をいたしておりますのであります。今度国会のほうで御審議を願いますところのこの審議会といふものは、それをどれが重要であるかといふような順位その他を決定するようなことの運びに相成るであろう。こういふうに考えております。なお予算の点でありますするが、これに対しましては、これは一般会計から繰入れます二十億というものがありますので、このうちこれを、全額というわけには……でき得る限り多額に使いたい、こういうふうに考えておるのであります。現在貯車不足というようなことがありまするし、いろいろ計画が何と申しますか、予定通りはかなりかねると、いうような場合、先づそういうふうなことに持つて行きまして、なお又その補正によつてその穴埋めができました際には、その二十億のうち幾分かずつ、どの程度に相成りますか、それを具体的に新線建設のほうに持つて行きたい、こういうふうなことで計画を進めておられます。

です。でありますから、更にこれを十分に検討され、本法律案にありまするよう、見返資金とか、或いは政府資金であるとか、こういうようなものを大幅に一つとるということについて御努力を願いたいと思ひますが、それらに対する政府の御決意をこの際承わらうに置きたいと思ひます。

の建設を要望せられて、国会において採択しておるものも先ほど申上げたように相當あります。これらのものを建設すると大体総額どのくらいになるかということも、併せて若し本日おわりになつておれば御発表願いたい。それは私どもが新法律を審議する上に非常に参考になると思うので、若し本日おわかりになつておれば、御発表を願いたいと思います。

○政府委員(關谷勝利君) 計画表ができておるのかというお話をありますけれども、この計画表はできておりますません。調査いたしております資料がござりますが、どの程度にどうするといふ計画表は現在でてきておりません。なお採択せられております線、その他たくさんありますので、大体新設をしなければならんという線が大体五千キロ程度あると考えておるのであります。これを全部やるということになりますと、これは三千億程度でございましたか、その程度要るようになりますけれども、そういうふうなことは到底やり切れるものではないのであります。財政の許す限り、できる限りの地方の要望に答えるために、國鉄新線建設の審議会ができましたならば、そこで調査研究をいたして進めたいと、こういうふうに考えております。

○前之國喜一郎君 少くとも国民のあれども強い要望があるのでから、これに対する年度計画といふものは当然あるべきものと思うのですが、これは秘密事項でもあれば、秘密書類として各議員に御配付願いたい。これは近い将来にできます審議会に対する私どもの要望の資料ともなりますので……。

のですから、これに対する熱意を持つて答へなければならぬということになりましたから、恐らく計画があると思いますが、若しないということであれば、不熱心極まるものと言わなければならぬ、恐らくあると思ひますから、そういうものをお出しを願いたいと思います。なおいろいろとお伺いしたいこともありますが、他にたくさん御質問もあるようありますから、私はこの程度で質問を終りますが、大体において私どもはこの法律案については賛成なんであります。この計画が進められることによつて、東京の人の足というものが、便利になるということは、これは申上げるまでもないことなんであります。我が民主党といたしましても、これは賛成でありまして、速かに実現されるように、又これらの権威者である岡田先生が立案者であるということになりますから、全幅の信頼ができると思います。私退席いたしますので、賛成の意を表して置きます。

して、四千万円が増資の費用でござります。なおそのほかに、東京都から未払込の徵収といたしまして、六千七百五十万円、増資といたしまして、一千万円が予定されております。

○前田様君 それでは第一点をお伺いしたいのであります。今度管理委員会を置かれることに改正案がなつておるのであります。この管理委員会の性格はどういうふうな性格のものかといふことがお伺いしたいのであります。が、それは国有鉄道にも管理委員会といふものがあるのですが、それとは非常に違つてゐるようにも思うのです。無論ここで言う必要はないのでありますけれども、或いは総裁の推薦とか、或いはその事業を公益的に運営して行くように指導する責任を持つとか、そういうふたよくな点が国有鉄道の管理委員会にはあるわけなんですが、この高速度交通運営団のほうは、ただ一定の事業計画、財政計画ということだけの決議をするということに案がなつてゐるようであります。他にもこういう例があるのかも知れませんが、私としては余り見慣れない例なので、今後どういふふうにこの管理委員会を運営して行かれるのか、それを一つ明らかにして置きたいと、こう思つのであります。が、こう申しますことは、提案の理由だつたか、或いは要旨だつたかの中に言われておりますことに、従来の評議員会を廢して、そうして管理委員会を置くと、それは民主的にこの當団を運営して行くためだと、こういうことなれば、管理委員会といふものとは、どういう関係に立つのでありますか、この案で見ますと、何ら上下の関係はない、平

等の関係に立つよう思つてあります。事業計画並びに財政計画について思つて、両方が対等の関係に立つよう思つてあります。

御任命なさるときにどういうような方

式でやられるのでありますか。

○岡田信次君 この五人の委員が、そ

れぞれ初めの委員が一年、二年、三

年、四年というふうな任期となつてお

りますのは、同時に皆変つちやならない

いからといふことから出ておると御了

解願いたいと思います。然らばどの委

員が一年、どの委員が二年ということ

は、大体主務大臣が指定することでございましょうが、いろいろな例の委員会を見ますと、年齢順でありますとか、或いはくじ引であるとか、そういうふうな方法をとつております。

○高木正夫君 くじ引が多いですか。

○岡田信次君 大体年齢順が多いよう

であります。

○前田穰君 もう一応一つお伺いして

置きたいのですけれども、この管理委員会を設置されたということは、恐らくは今後の建設費の財源をやられるた

めに、或いは預金部資金を廻すとか、

あるいは見返資金を受入れるとか、そ

いつたことの必要に基いて、或る程度

の監督と言いますが、をする必要があ

るという点から出でると思うのであ

りますが、そのためにはこういう管理委員会の構成をとらなければならないの

だといふ、こういう理由を一つお伺い

したいのであります。先刻の国有鉄道との比較におしまして、管理委員会

と総裁とは明らかに上下の、まあ上下

と言いますか、そういう監督、被監督といつたような形がとにかくあるの

であります。これは必ずしもそうでもないし、そうかといつて総裁はその決議に従わなければならぬのだ、その

決議に従うことが望ましくなければ自

分がやめるよりしようがないのだ、こ

ういうことになつておるようですが、

ほかに理由がありますかどうか。若し

私の想像することとく、預金部資金、見

返資金の受け入れのためのこういった機

関の設置だとするならば、こういう特

殊な管理委員会を設けられる理由はどう

か、大きな基本の大綱であつて、これ

に対しても、管理委員会がタッチをする、

それに基く諸般の経営執行に総裁が

全部責任を負うということでありま

す。

○岡田信次君 管理委員会を作りまし

たのは、今見返資金とか、或いは資

金運用部資金を、何と申しますか、工

面すると言うか、調達すると言うか、

という意味じやなくて、そういう政府

の資金を使う公益性の非常に強い企業

であるから、総裁だけに任して置かな

いで、こういう民主的な機関を作つて

やるという意味合いから出でると思

います。それから総裁と管理委員会の

関係でございますが、私はこれは上と

下の関係じやなくして、それの分野

は当然事業計画、財政計画は入つてい

たと思うのであります。ですから今度

の改正によつて從來の業務の総理とい

うことの解釈を変えるのだといふこと

を一つ明らかにして頂きたい。

○岡田信次君 前田委員のおつしやる

通り変るものと考えます。

○高木正夫君 これにこだわるわけじ

やないかと思ひます。

○岡田信次君 前田委員のおつしやる

通り変るものと考えます。

○高木正夫君 主務大臣はそこまでは

権限を持ち得ることになるのでありますか、管理委員会がきめたものを、変更し得るだけの権限を持ち得るわけですか。

○岡田信次君 私たち主務大臣がそ

う場合には監督権を十分行使し得る

と考えます。

○岡田信次君 さつきの私の質問に丁

度当てはまる御答弁がまだないよう

あります。さつきの私の質問は、預

金部資金や見返資金を言い出したの

は、これは例に引いたので、結局政府

が殆んど全部の金を出すんだから、監

督的な意味においてこういふものを作

る、それはわかるのですが、そ

の監督的機能を果すために本案に示

されておるような方法をなぜとらなげ

ればならないのか、普通我々が考える

ような他の方法じやなせいいけないの

です。即ち承認を受けただけで簡単に設

計が確定してしまうということが附則

に記つてあるのであります。故に質問

するゆえんの第一点は、本案はこの

附則を附したまま可決に至ることは、

するが、とにかく総裁はこの事項に関しまして、管理委員会の議決に従がわ

にこういう委員会制度が最近できてしまつて、相当効果を挙げております

が一番いいんじやないかといふ考えか

らできてる次第であります。

○前田穰君 どうも突然としませんけ

れども、この辺で一つ一応打切りたい

システムのことと、この業務の中に

いうことはないだらうと思うのであり

ます。それから総裁が議決に加わらな

いということにつきましては、先ほど

申上げましたように、管理委員会の公

正を期する意味合におきまして、議決

権を持たないと、かように考えるので

あります。

○高木正夫君 たとえの立場でお考えをお述べ

くださいませんか……質問がなけれ

ば、私から二・三質問いたしたいと思

いますが、質問の内容は主として建設

計画に関するものであります。幸

い地下鉄総裁がお見えになつておりますから、総裁は政府委員であります

んで、説明員の立場でお考えをお述べ

頂きたいと思いますが、御異議あり

ませんか。

○委員長(植竹春彦君) 他に御質問は

ございませんか……質問がなけれ

ば、私から二・三質問いたしたいと思

いますが、質問の内容は主として建設

計画に関するものであります。幸

い地下鉄総裁がお見えになつておりますから、総裁は政府委員であります

んで、説明員の立場でお考えをお述べ

頂きたいと思いますが、御異議あり

ませんか。

○岡田信次君 私たち主務大臣がそ

う場合には監督権を十分行使し得る

と考えます。

○高木正夫君 主務大臣はそこまでは

権限を持ち得ることになるのでありますか、管理委員会がきめたものを、変

更し得るだけの権限を持ち得るわけですか。

○岡田信次君 さつきの私の質問に丁

度当てはまる御答弁がまだないよう

あります。さつきの私の質問は、預

金部資金や見返資金を言い出したの

は、これは例に引いたので、結局政府

が殆んど全部の金を出すんだから、監

督的な意味においてこういふものを作

る、それはわかるのですが、そ

の監督的機能を果すために本案に示

されておるような方法をなぜとらなげ

ればならないのか、普通我々が考える

ような他の方法じやなせいいけないの

です。即ち承認を受けただけで簡単に設

計が確定してしまうということが附則

に記つてあるのであります。故に質問

するゆえんの第一点は、本案はこの

附則を附したまま可決に至ることは、

ただこの池袋、神田ほど土地のことでございませんからして、成るべく早いスピードで、所要時間を少く参りますた
めには、直線で勾配がなくて、或いは曲り、屈曲即ちカーブのない線を選ぶのが理想なんですが、そうい
つた理想的な線路というものはなかなか
いろいろの状況で得られにくい場合も起つて参らうと考えます。それを適当に建設いたしますのが技術者の又
腕でございまして、同時に又經營者といたしましても、最も抵抗の少いところで、独立採算の可能なような路線を選ぶのでございまして、そういう点におきましては、只今の池袋、神田ほと
の著しいような問題は起つて来ない予想を持つておる。こういうことを申上げたかつたのでありまするが、言葉を簡にいたしまして、十分御趣旨に副わなかつたように感じましたので、ここに再び委員長に発言を求めて、補足いたした次第でございます。

○参考人(鈴木清秀君) 一概に各線が
収支合らとは申しきれないと思いま
す。これはその線路におきまするとい
うの交通量の情勢にもよりますし、
又その工事にもよりますし、そのと
きの金利にもよりますし、工事方法に
もよることでありまするから、一概に
収支が合う、収支が合わないといふこと
を各線に言うことはできないと思いま
す。併しながら、概して高低が多い
所は、すべて地下にいたしますときには
非常に深くなりますので、工費が
上るということは免れないと思いま
す。

○委員長(椎竹春彦君) この工費の点
並びに地下に下ぐるのを主眼にすると
いう二点につきましては、只今の御答
弁で了解せられるのでありますが、本
問題は何にいたしましても、沿道民の要
猛運動が展開されておる今日、十分當
局は今後この問題について沿道民の要
望に答えるようにお取計らいの上の立
法が完結いたしますることを希望し
て私の質問を打切りたいと思ひます。

○参考人(鈴木清秀君) 先ほど申しま
したことを重ねてお答えすることが、
委員長に対する私の礼儀だと思ひます
から、申上げますが、私どもいたし
ましても、この地上線にいたしておる
計画について、沿道のおかたに御迷惑
をかけておることは万々承知いたして
おります。できるだけ御了解を得たい
と思い、又何らか沿道のおかたに対し
て適宜の方針を講じたいと苦慮いたし
ております。この点は重ねて申上げて
置きます。

○小泉秀吉君 委員長にちよつと……。
今の委員長の御発言に対し、御意

見に立入つてお伺いいたしますが、只今の委員長の御発言でいうと、沿道民のために相當に考えて行けということが大体結論のように思いますが、これは自由党の提案であるし、政府の御提案を自由党が代つてお出しになつたというようになりますが、委員長は自由党の有力者であられるのに、今のような御発言であると、どうも委員長は余り賛成じゃないんだが、どうも仕方がないからそれに賛成するんだというようにもとれるような御発言のように私は拝聴しておつたんですが、その点に対しても明確に委員長のお気持をお伺いしたいと思います。

○委員長(植竹春彦君) お答え申上げます。私はこの法律案は、神田、池袋間のこの路線計画に対しまする法律案は、立法の内容はそれによどまつておるものであると考えますが故に、この立法に対しては賛成であります。ただこの立法に基きまする実際の計画につきましては、これは立法問題以外になりますので、実際に路線を設定せらるるに当りますては、私は自由党員であるといふども、沿道民の十分なる要求に答えるように設計者に要望した次第でございます。どうぞ御了解をお願いいたします。

他に御質問ございませんければ、質問を打切りまして、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

であります。併しながら只今委員長を通して計画者にいろいろ御註文をいた点は、私ども誠に適切な御発言であると思しますから、一つ是非発議者並びに当事者である總裁におかれましたしまして、私は賛成の意を表する次第であります。

○前田櫻君 私は綠風会を代表まして、本案に賛成の意見を申述べたいと存ります。東京都の交通が非常に混亂しておりますので、これが交通網の完成は一日も早くやらなければならんことでありまするが、併しながら客観的情勢はなか／＼所期のようには進まないものであります。本案のごとき方法をとることは誠にやむを得ないことを考えるのであります。どうか今後この法律の制定されました時に、本法案の円滑な運用によりまして、一日も早くこの工事が完成し、そうして更に東京都高速度網の完成に歩を進められんことを希望いたすであります。そういう意味におきまして、本案に賛成いたしました。

○委員長(植竹春彦君) 他に御発言がございませんければ、討論は終結いたしたものと認めます。それでは御異議もないようでありますから、討論を終了いたします。

統いて採決に入ります。帝都高速度交通營團法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を可決することに御賛成のかたは御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

ざいます。よつて本法律案は全会一致を以つて可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本院の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにいたしまして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないと認めます。

なお本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに御賛成の各委員は順次御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

岡田 信次	小泉 秀吉
高田 寛	仁田 竹一
内村 清次	高木 正夫
前田 穏	村上 義一
前之園喜一郎	松浦 定義

○内村清次君 実は予算第四分科会に対しまして、私構成員であります。そこで今質問通告をやつております關係で、実は退席しなくちやならないのであります。が、委員長にお願いして置くことは、この次の委員会に小運送業法関係におきましての実際免許の件、この件につきまして質問をしたいと存じますが、そのときに關係の政府委員及び得べくんば実は運輸審議会の關係の審議委員のかた或いは又委員長お

が認められないと、客観的に海難が発生したということは、やよりと認定するのに困難で、例を挙げれば、或いは海難が発生したということを理事官がその意見を表明したというようなことも、そういうことが言えるかとも思ふし、あるいは理事官が告発したときに海難が発生したとも見えるような気もするので、この際今のお話の客観的にいうのをもう少し具体的に言うと、どういふとき客観的に海難が発生したときと言われるのですか。

○政府委員(松平直一君) 実はこれは逆に又考えたほうが私たちとしてもわかりやすいように思つております。実は今御質問の中に入りました海難審判の長の裁決によつて、例えば懲戒がなされたときとか、又はその海難審判理事官が海難に關係あるものとして審判開始の申立がなされたときといふうに限つて、非常にはつきりするとも思うのですが、若しもこういうふうにいたしますと、若しも審判長のほうで裁決によつて何ら懲戒がなかつたという場合には、海上保安庁がこのものを取上げて或る行政処分をしなければならないというような結果になります。それから又理事官のほうの審判開始の申立の場合を考えまして、理書官が審判を進めております間にも、海上保安庁長官は、すでに处分を行なつてしまわなければならぬといたしまして、とにかく海難に関連ともかくも懲戒になるかなんかは別

ませんので、水先法の条文そのまま採用したわけでございまして、精神は今申上げた精神で海難に關係したらば、それが懲戒になるならんにかかわらず、第十条では取上げない。こういう意味でございます。

○小泉秀吉君 この問題は少し私も了解しかねますから、質問を保留してあ

とに申上げます。これに関連しまし

て、つまり第十条の一號のところで、

「この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき」、それから「船

舶職員として職務を行うに当り、非

行があつたとき」に、海難審判法の

第一條の海難と關係のないことにおい

ては、海上保安庁長官がこれを審議し刑量をするといふようなことなんですが、それから第十一條には、職員を

処分するときは公聴会で、公開で聴問

をするといふような誠に民主的とかい

うような御趣旨でよろしく御承諾して

あります。

○小泉秀吉君 その通りでござります。

○小泉秀吉君 それから二十三條です

が、「船舶所有者は、運輸省令で定め

る船舶については、その船舶職員の名簿を、船内の見易い場所に掲示してお

かなければならない。」、極めて簡単な条文ですが、これは船舶所有者に船

舶職員の名簿の掲示を命ずる条文です

が、三十二条に罰則があるわけです。

そこに違反者を处罚するといふようになつておるので、これと関連する

船員法によりますと、船長は海員名簿の備え付をしなければならないようになつておるので、そうして又船長

が違反をしておれば处罚されるとい

うので、実際問題においてはそう大した

意義のない問題で、一方においてこれ

をしない時分には船長が处罚されると

いうのですから、そこまで持つて来て又

船舶所有者を处罚するといふような

規定を掲げるほど、これは重要なも

のじやないといふ意見もあるのです

が、これに対しても御所見は如何でし

ようか。

○政府委員(松平直一君) 只今の御質

問の精神は、私のほうでも全く同感でございまして、実は保安審議会の点も

ございましたが、丁度各

省の審議会の性格或いはその存廃に關するのでございましたが、……とい

う資格の者はこれだけ乗つておるとい

う

ふうに考へましたので、省令に廻した

わけでございますが、御参考までにこ

の参考資料といふものをお手許に差し上

げてございますが、これの八頁から十

三頁までに……、本案審議のために提

出してござりますので、これによつて

御了解を願いたい、こう思います。

○小泉秀吉君 今のお話のこの八頁か

ら十三頁の乗船履歴新旧対照表といふ

の新的はうが今のお話だと心得る

のですが、この参考資料とさうやつ

は、これは確定といふうに了承して

いるのか、飽くまでも確定でなくて參

試験をするのかといふようなことは、

あるわけなんですかね、この運輸

省令できめるということで、試験をど

ういうふうな基準によつて、どういう

とができない。」といふように規定して

あるわけなんですかね、この運輸

省令できめるところで、試験をど

ういうふうな基準によつて、どういう

た。併しそれはそのときの情勢で、たのだが、今はそれに及ばないから、國際条約の範囲にまで漫然と持つて来たんだというのでは説明が説明にならないようだが、もう少し理由があるんだろうと思うのですが、もう少し御親切な説明をして頂きたいと思います。

○政府委員(松平直一君) 先ほどのお答えで多少意を尽さなかつたように存じますが、國際条約を基準にいたしましたのは間違いでございませんのです。が、電波法ができまして、実は國際条約にきめられましたよりも多い聽取時間をお定めした部分もござります。併し今度の算定におきましては、その多いところの電波法に従つておりますので、その電波法が國際条約より多いにもかかわらず、それをなお今度の定員は満足しておると、こういうふうに考えられます。

○小泉秀吉君 私まだ少しありますから、今日はさつきのお約束でこの程度にして、あとにお譲りしたいと思います。これで一応中断して質問を打切ります。

○委員長(植竹春彦君) それでは質問は次回に続行することにいたしまして、次の問題に移ります。

○委員長(植竹春彦君) 次は航空事情に関する件であります。松尾航空局長官から御説明を承りますが、御説明の前に高田委員から……。

○高田寛君 いろ／＼御説明を伺うと、国民の待望しておる国内航空事業が始まることが非常に期待されているにもかかわらず、それを飛ばすため必要な施設がいつできるかどうかわからぬ。この情勢では六月はおろか、今年一ぱいかかつても飛べるか飛べんかわからんというような情勢のように思われるのですが、この航空事業が開始されるということは、勿論この当委員会としても非常に大きな関心を持つものであり、現に又持つてゐるのであります。が、このような予算事情のため、これがん／＼と伸びるといふことは誠に遺憾だと思うのですが、如何でございましようか、これはこの運輸委員会として、一つこういふものを促進するような何か方法を講じるといふようなことが必要ではないかと感ずるのでございますが、例えば運輸委員会で、航空事業を開始するのに必要最小限度の施設は速やかにこれをできるようないふ算措置を講じるといふようなことを決議して、この委員会の意を提起して、委員長から大蔵大臣に交渉していくと思うのですが、実は先ほど村上委員もここを立たれる際に、是非そういうふうに持つて行つてもらいたいといふ希望を残して、ほかの委員会に出て行かれたのですが。

○小泉秀吉君
ちよつと私聞き忘れた
が、一億円あれば航空事業は開けると
いう、何ですか、二億は今まで来てお
りながら、あと相当金があるやつが、
それが目度が付かない、補正予算でも
きまらないと開けないと、か、その点はどういうことになるのです
すか。

うお話を聞いたのですが、今高田先生のお話のように、こちらでどうしてもそういうふうな方法をとつて頂かないといふと、今お話になりましたように、北海道だけ、或いはその他にしまして、回数が減じられるといふようなことになるといふので、この点一つそういうふうにお考へ願いたいのと、特に又前之園委員が先ほどもお話になりましたように、やはり遠距離の場合に、こういう問題をどうしても先ず実施して頂きたいというようなことも、当然これは国民の要望するところだと聞いていますので、そういうふうに一つ何とかお詰り願つて、今小泉委員からお電話のありましたように、二億円何がしてこれが実現できるということであれば、先ず以て政府の計画通りに実施して頂きようにして頂きたい。一応そろそろ線で進めて頂きたい。どうしてもできないということであれば、これは又別ですが、最善の御努力をして頂くようにして頂きたい。是非一つそういうふうに、私北海道であります関係から、なお更強く要望いたします。お願いいたしたいと思います。

〔速記中止〕
○委員長(植竹春彦君) 速記を始め
て……。それでは本日はこれを以て數
会いたします。

一、大楠丸引揚げに関する請願（第一二三五号）

一、宮原線開通促進に關する陳情
(第二四一號)
一、仙台市霞丘飛行場改修拡張に關
する陳情 (第二五八號)

大楠丸引揚げに関する請願
請願者 福岡県糸島郡北崎村大田受理

字小呂島小呂島漁業協同組合長 北川吉十郎
外四十二名

紹介議員 団伊能君

してあるから、適當な処置を講ぜられたいとの請願。

第三回 受理

に開する陳情
陳情者 岐阜市雲雀町岐阜県身体
障害者福祉協会西濃支部
高田容台郎

内 高田裕治郎

は生活能力のない者に限られている。が、不具者ながらも更生生活を安定しようと努力している一般障害者にこの

恩典がないことは極めて不合理である。またこの割引を受けるためには、身体介護者同行を条件としているが、身体

障害者の多くは、経済的余裕がないため、不自由や危険を度外視して単独旅行をしている実情であるから、身体障

第十一部

告者に対する旅客運賃割引範囲を拡大するとともに、単独旅行者にも割引を適用せられ、かつ本人は無責、介護人は半額とせられたいとの陳情。

第二四一号 昭和二十六年三月五日
受理

宮原線開通促進に関する陳情

陳情者 熊本県議會議長 大久保勢輔

宮原線は大分県玖珠郡森町より熊本県阿蘇郡小国町宮原に通ずる鉄道未完成線であり、昭和十二年に全区間の基礎工事を完成したのであるが、戦争のために工事は中止となつた。その後昭和二十三年四月森、宝泉寺間の開通を見たものの、なお宝泉寺、宮原間一九・六キロは、路盤工事を完成したまま放置され巨額の工事費を投じた施設は全く遊休の状態となつているから、本線の開通を促進せられたいとの陳情。

第二五八号 昭和二十六年三月八日
受理

仙台市霞丘飛行場改修拡張に関する陳情

陳情者 宮城県仙台市長 岡崎栄松

近く再開を予想される民間航空の指定飛行場として、松島飛行場が使用されるよしであるが、同飛行場は、仙台市より四十五キロの距離にあつて、仙台市より同飛行場に至る道路の半以上は路面が粗悪であるばかりでなく、屈曲多く年々變来する風水害によつて交通と絶することしばしばであり、これがためこうむる航空利用者の不便は容易に予想されるところであり、従つて会社営業においても不利であることは火を見るよりも明らかであるから、仙

台市内所在霞丘飛行場を早急に改修拡充の上、指定飛行場として使用せられたいとの陳情。